

秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部を改正する訓令を公表する。

平成20年3月28日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐竹敬久

秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号中「旅費の支出負担行為書」を「支出負担行為及び支出命令」に改め、同号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 局長の出張に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。

別表第2中「支出負担行為書」を「支出負担行為」に、

「2 歳出予算の執行に係る契約方法及び業者選定に関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	財務担当課長
(1) 物品の購入及び修繕に関する契約	予定価格 1,000 万円以下	予定価格 80 万円以下
(2) 工事請負に関する契約	予定価格 3,000 万円以下	予定価格 130 万円以下
(3) 物品の賃借に関する契約	全体の予定価格 1,000 万円以下	全体の予定価格 40 万円以下
(4) 前各号に掲げる契約以外の契約	予定価格 1,000 万円以下	予定価格 50 万円以下

備考 1件の予定価格が秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第15号）第102条の各号に定める額を超えるものは、別に定める競争入札参加者選定委員会の合議を経なければならない。

」を

「2 歳出予算の執行に係る契約方法及び業者選定に関する専決区分

専決事項	決裁権者
------	------

	局長	財務担当課長
(1) 物品の購入及び修繕に関する契約	予定価格 500 万円以下	予定価格 80 万円以下
(2) 工事請負に関する契約	予定価格 2,000 万円以下	予定価格 130 万円以下
(3) 物品の賃借に関する契約	全体の予定価格 500 万円以下	全体の予定価格 40 万円以下
(4) 前各号に掲げる契約以外の契約	予定価格 500 万円以下	予定価格 50 万円以下

備考 1 件の予定価格が秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 19 年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 15 号）第 102 条の各号に定める額を超えるものは、別に定める入札参加者等選定委員会の合議を経なければならない。

」に、

### 「3 支出命令書に関する専決区分

専決事項	決裁権者		
	局長	財務担当課長	
(1) 報酬（議員報酬及び委員報酬（選挙管理委員会の委員及び監査委員の委員の報酬をいう。）を除く。）		○	
(2) 共済費		○	
(3) 災害補償費	100 万円以上	100 万円未満	
(4) 恩給及び退職年金		○	
(5) 賃金	ア 作業員賃金	50 万円以上	50 万円未満

	イ その他(月額嘱託の賃金を除く。)		○
(6) 報償費		100 万円以上	100 万円未満
(7) 旅費	ア 連合長、副連合長及び事務局長の出張	○	
	イ その他		○
(8) 交際費	ア 連合長、副連合長及び事務局長に係るもの	○	
	イ その他		○
(9) 需用費	ア 食糧費	5 万円以上	5 万円未満
	イ 物品(物品修繕を含む。)	100 万円以上	100 万円未満
	ウ 光熱水費(別に指定する公共料金を除く。)		○
	エ その他	100 万円以上	100 万円未満
(10) 役務費	ア 電信電話料(別に指定する公共料金を除く。)		○

	イ 保険料のうち継続的に加入している保険に係るもの		○
	ウ 医療保険に係る診療報酬審査支払手数料		○
	エ その他	100 万円以上	100 万円未満
(11)	委託料	100 万円以上	100 万円未満
(12)	使用料及び借料		○
	貸借料	100 万円以上	100 万円未満
(13)	工事請負費	500 万円以上	500 万円未満
(14)	原材料費	100 万円以上	100 万円未満
(15)	公有財産購入費	100 万円以上	100 万円未満
(16)	備品購入費	100 万円以上	100 万円未満
(17)	負担金、補助及び交付金		○
	ア 義務的性質の負担金		○
	イ その他の負担金	50 万円以上	50 万円未満
	ウ 補助金	200 万円未満	
	エ 交付金	200 万円未満	
(18)	扶助費		○

(19) 貸付金		200 万円未満	
(20) 補償、 補てん及 び賠償金	公共工事に係 る補償金	100 万円以上	100 万円未満
(21) 償還金、利子及び割引 料			○
(22) 投資及び出資金		200 万円未満	
(23) 積立金		200 万円未満	
(24) 寄附金		200 万円未満	
(25) 公課費			○
(26) 繰出金			○

」を

「3 支出命令に関する専決区分

専決事項	決裁権者		
	局長	財務担当課長	
(1) 報酬		○	
(2) 給料		○	
(3) 職員手当等		○	
(4) 共済費		○	
(5) 災害補償費	80 万円以上	80 万円未満	
(6) 恩給及び退職年金		○	
(7) 賃金	ア 作業員賃金	50 万円以上	50 万円未満
	イ その他		○
(8) 報償費	80 万円以上	80 万円未満	

(9) 旅費	ア 次長及び課長級の出張	○	
	イ その他		○
(10) 交際費	ア 連合長、副連合長及び事務局長に係るもの	○	
	イ その他		○
(11) 需用費	ア 食糧費	5万円以上	5万円未満
	イ 物品(物品修繕を含む。)	80万円以上	80万円未満
	ウ 光熱水費		○
	エ その他	80万円以上	80万円未満
(12) 役務費	ア 後納郵便料及び電信電話料		○
	イ 保険料のうち継続的に加入している保険に係るもの		○
	ウ 医療保険に係る診療報酬審査支払手数料		○
	エ その他	80万円以上	80万円未満
(13) 委託料		80万円以上	80万円未満

(14) 使用料及び賃借料	ア 継続的賃借料		○
	イ その他	40 万円以上	40 万円未満
(15) 工事請負費		130 万円以上	130 万円未満
(16) 原材料費		80 万円以上	80 万円未満
(17) 公有財産購入費		100 万円以上	100 万円未満
(18) 備品購入費		80 万円以上	80 万円未満
(17) 負担金、補助及び交付金	ア 義務的性質の負担金		○
	イ その他の負担金	50 万円以上	50 万円未満
	ウ 補助金	200 万円未満	
	エ 交付金	200 万円未満	
(20) 扶助費			○
(21) 貸付金		200 万円未満	
(22) 補償、補てん及び賠償金	公共工事に係る補償金	80 万円以上	80 万円未満
(23) 償還金、利子及び割引料			○
(24) 投資及び出資金		200 万円未満	
(25) 積立金		200 万円未満	
(26) 寄附金		200 万円未満	
(27) 公課費			○
(28) 繰出金			○

」に、

「4 歳出予算の流用及び予備費の充当に関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	財務担当課長
(1) 同一の目内において、人件費に係る節以外の節に係る予算費用を流用する場合であって、各細目、各細々目又は各節の金額を相互に流用するとき。	100 万円以上	100 万円未満
(2) 同一の節内において、各細節の金額を相互に流用しようとするとき。		○
(3) 予備費の充当	20 万円以上	20 万円未満

」を

「4 歳出予算の流用及び予備費の充当に関する専決区分

専決事項	決裁権者	
	局長	財務担当課長
(1) 各項及び各目の金額を相互に流用するとき	100 万円未満	
(2) 同一の目内において、人件費に係る節以外の節に係る予算費用を流用する場合であって、各細目、各細々目又は各節の金額を相互に流用するとき。	100 万円以上	100 万円未満
(3) 同一の節内において、各細節の金額を相互に流用しようとするとき。		○
(4) 予備費の充当	20 万円以上	20 万円未満



改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。